



長野県報

10月4日(木)
平成30年
(2018年)
第3014号

目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録（地域福祉課）…………… 1

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）…………… 2

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）…………… 2

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正（建設政策課技術管理室）…………… 2

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）…………… 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 3

道路交通法に基づく特定講習を行う指定講習機関の指定（東北信運転免許課）…………… 3

公告

准看護師試験の実施（医療推進課）…………… 4

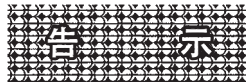
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく業務拡大に係る業種及び職種の指定（労働雇用課）…………… 4

土地区画整理組合役員の就任の届出（都市・まちづくり課）…………… 5

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）…………… 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 5

運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施（東北信運転免許課）…………… 5



長野県告示第534号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年10月4日

長野県知事 阿部 守一

（登録喀痰吸引等事業者 介護老人保健施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会医療法人栗山会	社会医療法人栗山会 介護老人保健施設アップルハイツ飯田	長野県飯田市羽場権現1618番地	平成30年10月1日

地域福祉課

長野県告示第535号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年10月4日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 通所介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
有限会社ヒューマンヘリテージ	ヒューマンヘリテージ川中島	長野市神明181	平成30年10月1日

介護支援課

長野県告示第536号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成30年10月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
伊那市荒井3749番1の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

水大気環境課

長野県告示第537号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の一部を次のように改正し、平成31年1月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成30年10月4日

長野県知事 阿部守一

第1の表の建設工事の申請の項中「属する年度の10月1日」を「直前の10月1日」に改め、同表の建設コンサルタント等の業務の申請の項中「地質調査登録規程」を「地質調査業者登録規程」に改める。

第3第8号を次のように改める。

(8) 環境配慮の状況

第3中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第5第1項中「第1号及び」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 申請の日前3月以内に作成された消費税及び地方消費税の未納の額がないことについての証明書

第5第1項第6号中「社内規則又は」を削り、同項第19号中「介

護休暇」を「介護休業等」に改め、同項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第32号までを1号ずつ繰り上げ、同第5第2項第3号を次のように改める。

(3) 申請の日前3月以内に作成された消費税及び地方消費税の未納の額がないことについての証明書

第5第2項第9号中「社内規則又は」を削る。

第8第2項第1号中「(県外業者に限る。)」を削り、同項第2号中「社内規則又は」を削る。

建設政策課技術管理室

長野県告示第538号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び阿南町役場に備え置きます。

平成30年10月4日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
大村	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	下伊那郡阿南町		新野	28番4 28番3 28番2	1号、9号及び10号 2号、3号、4号、5号、6号及び7号 8号

砂防課

長野県告示第539号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成30年9月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成30年10月4日

長野県知事 阿部守一

道路管理課

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
長野危険物・防火管理協会	長野市大字鶴賀1730-2	長野市大字鶴賀1730-2 長野危険物・防火管理協会

会計課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月4日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野大町線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中条字町南2409番の1地先から 長野市中条字蓬野2351番の1地先まで	旧	6.5~9.6 m	0.2720 km
同上	新	8.2~22.5	0.2791

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月4日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1 路線名 赤石岳公園線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原4875番の6地先から
下伊那郡大鹿村大河原4875番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年10月4日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月4日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

- 1 路線名 長野大町線
- 2 供用を開始する区間
長野市中条字町南2409番の1地先から
長野市中条字蓬野2351番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年10月4日

長野県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、特定講習を行う指定講習機関を次のとおり指定しました。

平成30年10月4日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 指定講習機関

指定を受けた者			特定講習を行う事務所		特定講習の種類
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	
浅間佐久自動車学校株式会社	佐久市猿久保35番地7	室作 和宏	浅間佐久自動車学校	佐久市猿久保35番地7	準中型・普通・原付免許に係る初心運転者講習

2 指定を行った年月日

平成30年9月26日

東北信運転免許課